兵庫県公報

令和4年1月25日 火曜日 第 279 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告示	^° →ỳ*		
○ 基本測量が終了した旨の通知(契約管理課)	1		
○ 公共測量を実施する旨の通知 (同)			
○同 上 (同)	2		
○同 上 (同)	2		
○同 上(同)	2		
○同 上 (同)	3		
○同 上 (同)	3		
○同 上(同)	3		
○同 上 (同)	3		
○同 上(同)	4		
○同 上 (同)	5		
○同 上 (同)	5		
○ 公共測量が終了した旨の通知(同)	5		
○ 土地区画整理組合の換地処分完了の届出(市街地整備課)	5		
○ 道路の位置指定(中播磨県民センター)	6		
4			
公 告 (***********************************			
○ 県有地の一般競争入札による売払い(管財課)	6		
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧			
(砂防課)	7		
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同)	8		
○ 落札者等の公示(管理課)	9		
労働委員会公告			
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	9		
○番旦の別問の口信及の番目の大肥朳仏	9		
警察本部公告			
○ 入札公告	10		
○ 落札者等の公示	12		

兵庫県告示第83号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 作業種類
 - 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正及び国土広域情報修正)
- 2 作業期間
 - 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
 - 兵庫県全域

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- ⑩ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和4年1月25日(火)から同年2月18日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)

- 5 入札の方法、場所及び受付期間
 - (1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける (持参可)。

(2) 場所

前記3に同じ。

③ 受付期間

令和4年2月21日(月)から同年3月3日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで (郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)

- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

(2) 日時

令和4年3月4日(金)午前10時から

- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - ② 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - ③ 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。 令和4年1月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
善入 (301070017)	神戸市北区大沢町上大沢(別図1のとおり)	地滑り
西畑 (301070018)	神戸市北区八多町西畑(別図2のとおり)	地滑り
市原 (301070019)	神戸市北区大沢町市原(別図3のとおり)	地滑り
北僧尾 (301070020)	神戸市北区淡河町北僧尾(別図4のとおり)	地滑り
簾 (301070021)	神戸市北区大沢町簾(別図5のとおり)	地滑り
北畑 (301070022)	神戸市北区淡河町北畑(別図6のとおり)	地滑り
西荘 (301070023)	神戸市北区大沢町中大沢(別図7のとおり)	地滑り
柳谷(2) (301070024)	神戸市北区八多町柳谷(別図8のとおり)	地滑り

(別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年2月2日(水)から同月16日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、北神区役所まちづくり課、北 区役所まちづくり課及び北建設事務所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和4年2月16日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年4月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成27年兵庫県告示第282号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

野瀬(301070007)の項中別図16を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和4年2月2日(水)から同月16日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、北神区役所まちづくり課、北 区役所まちづくり課及び北建設事務所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸十木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和4年2月16日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年4月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和 4 年 1 月 25 日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 普通科情報教室用コンピュータ 一式 (賃貸借)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年12月21日

4 落札者の名称及び住所

株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 5 落札金額
 - 1,798,775円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和3年11月9日

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法(昭和24年法律第174号)第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則(平成17年兵庫県労働委員会規則第4号)第4条第1項及び第2項の規定により、令和4年における審査の期間の目標及び令和3年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和4年1月25日

兵庫県労働委員会